

第2回貯槽分科会

1. 日時 2026年6月16日(火) 10:00～12:00
2. 開催方法 Web会議 (Webex)
3. 議題 (予定)
 - (1) 液化水素貯槽に関する基準 (仮称) の検討状況の報告
 - (2) その他

※ご注意 (規格委員会規程第14条第6項に基づく録画等に関する注意事項)

- ・本委員会は、事務局が議事録を作成する目的で録音・録画させていただきます。
- ・委員を含む参加者の録音・録画は原則として認められませんので、ご了承くださいませようお願いいたします。

オブザーバーとして出席を希望される方は、氏名、所属、電話番号及びメールアドレスを明記の上、2026年6月11日(木)までに下記連絡先までE-mailにてご連絡ください。

現地会場で開催する場合、オブザーバー登録は先着順で受付け、会場の収容人数を超過した場合にはご出席をお断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。ご連絡いただいた情報は、当分科会の運営 (連絡等) のため必要な範囲においてのみ使用いたします。

また、分科会に出席する全ての方には、次頁の委員等倫理心得の遵守を求めます。オブザーバーとして出席を希望される方は、この点にご留意いただきますようお願いいたします。

本件担当：高圧ガス保安協会 総務・企画部門 水素センター
担当：佐藤

〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

TEL：03-3436-6135

E-mail：h2@khk.or.jp

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。